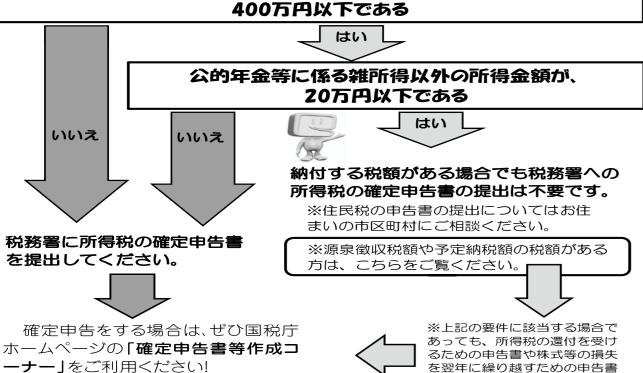
公的年金等を受給されている方の申告方法が変わりました!

所得税法が改正され、平成23年分以後の所得税について、その年分の公的 年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係 <u>る雑所得以外の所得金額が20万円以下</u>である場合には、所得税の確定申告書 の提出が不要(注)となりました。

- 注1 所得税の確定申告書の提出が不要かどうかは、年ごとに判定します。
 - 2 所得税の確定申告書の提出が不要な場合であっても、例えば、医療費控除による 所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。
 - 3 所得税の確定申告書の提出が不要な場合であっても、住民税の申告が必要となる 場合があります。 (詳しくは、お住まいの市区町村にご相談ください。)

以下のフローチャートにより所得税の確定申告書の提出の要否をチェックしてください。 公的年金等の収入金額(2か所以上ある場合は、その合計額)が、



固定資産税(3期分 は12月27日(火)が 納期限です

平成23年度固定資産税3期分の納期限は、12月27日(火)です。納め忘れ のないよう、よろしくお願いします。

などは提出することができます。

- 今年の4月から、納期限を1日でも過ぎた納付書は金融機関で受け取
- 関もしくは総務部税務課窓口にありますので、必要事項を記入の上、口座 開設先支店にご提出ください。
- ●町税の納付が遅れた場合は、延滞金が加算されますのでお早めに納め
- ●滞納が続きますと預金差押等滞納処分をおこなう場合があります。 ※当初納付書と督促状等で、同一期の税金を重複払いするケースが発生 しています。納付期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収 書等はまとめて控えていてください。

平成23年度各税目の納期限

お問い合わせ 北那覇税務署総務課 代表番号098-877-1324

	税目	第一期	第二期	第三期	第四期
	町 県 民 税	6月30日	8月31日	10月31日	平成24年1月31日
	固定資産税	5月2日	8月1日	12月27日	平成24年2月29日
	軽自動車税	5月31日			

お問い合わせ/総務部 税務課 徴収・収納係 ☎945-4729

まちづくり基本条例

西原町では、「まちづくり基本条例」の策定に向けて取り組んでいる最中です。 10月号から6回に分けて「まちづくり基本条例」についてお話しています。

『みんなはなにをするの?』

「まちづくり基本条例」は、町民・事業所・議会・行政などまちづくりに関係するすべてのものが、どんな役 割を担い、どんな方法でまちづくりを進めるかを定める条例です。それぞれにどんな役割があるのでしょう?

例えば・・

今回は例を挙げてみます。

町民の役割

まちづくりの主役です! まちづくり に参加し、意見や提案を行います。

議会の役割

行政の仕事をチェックし、町民の 声を反映させ、まちづくりの重要 事項を決定します。



事業所の役割

まちづくりの担い手として、安心し て住めるまちづくりに寄与します。

行政の役割

行政運営を行います。まちづくり を支援し、町民の意見を反映させ る仕組みを充実させます。



「まちづくり基本条例」に関するお問い合わせ:総務部企画財政課 Te.945-4533

国道 329 号小那覇交差点からマリ ンタウン地域を結ぶため、町道小那覇 マリンタウン線が 12月2日に全面供 用開始します。小那覇マリンタウン線 は平成 13 年に事業開始され、総事業 費は 21 億 4 千万円、期間 11 年で完 成した、全長 960 メートルの 2 車線 道路です。また街路樹の選定を、地域 の小那覇自治会らと協議したうえで決 定しており、地域ゆかりの梅の木など が植栽されています。

開通に伴い、県道浦添西原線(38 号線) からマリンタウン地域へのアク セスがスムーズになり、周辺の交通渋 ○ 滞の緩和などの効果が期待されます。

また小那覇マリンタウン線の開通に 伴い、暫定道路であるマリンタウン 工事用道路(ふく薬品脇からマリン タウン地域へ通る道路) は廃止されま ***** す。ご注意いただきますようよろしく



7 広報にしはら No.478 H23.12.1 広報にしはら No.478 H23.12.1 6